

北九州市条例第 号

北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

2 議員が一の定例会の開会の日（以下「欠席開始日」という。）から欠席開始日から起算して6月を経過した日（以下「6月経過日」という。）までの間の定例会の会議全てを次に掲げる事由以外の事由により欠席した場合において、6月経過日後最初に定例会若しくは臨時会の会議又は北九州市議会委員会条例（昭和51年北九州市条例第47号）第1条の常任委員会、同条例第4条第1項の議会運営委員会若しくは同条例第6条第1項の特別委員会に出席した日の属する月又はその職を離れた日の属する月（以下「出席月等」という。）が6月経過日の属する月の翌月後の月であるときは、6月経過日の属する月の翌月から出席月等の前月（その職を離れた場合は、出席月等）までの当該議員の議員報酬の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める議員報酬の月額に100分の80を乗じて得た額とする。

（1） 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北九州市条例第50号）第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたものであると認定した災害

（2） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。

3 議員が前項の規定の適用を受けている場合において、出席月等が欠席開始日から起算して1年を経過した日（以下「1年経過日」という。）の属する月の翌月後の月であるときは、1年経過日の属する月の翌月から出席月等の前月（その職を離れた場合は、出席月等）までの当該議員の議員報酬の月額は、前2項の規定にかかわらず、第1項に定める議員報酬の月額に100分の50を乗じて得た額とする。

第4条第2項各号列記以外の部分中「（昭和51年北九州市条例第47号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 議員が一の定例会の開会の日（以下「欠席開始日」という。）から欠席開始日から起算して6月を経過した日（以下「6月経過日」という。）までの間の定例会の会議全てを次に掲げる事由以外の事由により欠席した場合において、6月経過日後最初に定例会若しくは臨時会の会議又は北九州市議会委員会条例（昭和51年北九州市条例第47号）第1条の常任委員会、同条例第4条第1項の議会運営委員会若しくは同条例第6条第1項の特別委員会に出席した日の属する月又はその職を離れた日の属する月（以下「出席月等」という。）が6月経過日の属する月の翌月の月であるときは、6月経過日の属する月の翌月から出席月等の前月（その職を離れた場合は、出席月等）までの当該議員の議員報酬の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める議員報酬の月額に100分の80を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） <u>北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北九州市条例第50号）第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたものであると認定した災害</u></p> <p>（2） <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。</u></p> <p>3 議員が前項の規定の適用を受けている場合において、出席月等が欠席開始日から起算して1年を経過した日（以下「1年経過日」という。）の属する月の翌月の月であるときは、1年経過日の属する月の翌月から出席月等の前月（その職を離れた場合は、出席月等）までの当該議員の議員報酬の月額は、前2項の規定にかかわらず、第1項に定める議員報酬の月額に100分の50を乗じて得た額とする。</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 略</p>

新	旧
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議員（議長及び副議長を除く。）が議会の会議又は北九州市議会委員会条例第1条の常任委員会、同条例第4条第1項の議会運営委員会若しくは同条例第6条第1項の特別委員会に出席したときは、次の各号に掲げる議員の住居から議事堂までの片道の路程の区分に応じ、当該各号に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議員（議長及び副議長を除く。）が議会の会議又は北九州市議会委員会条例（<u>昭和51年北九州市条例第47号</u>）第1条の常任委員会、同条例第4条第1項の議会運営委員会若しくは同条例第6条第1項の特別委員会に出席したときは、次の各号に掲げる議員の住居から議事堂までの片道の路程の区分に応じ、当該各号に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>